

## 平成21年度3月議会 一般質問 Q&A

### 平成21年度3月議会一般質問内容

1. 『派遣切り』など非正規雇用の解雇についての市長の答弁について
2. 荒崎水害訴訟の判決について
3. ブラジル人学校ポルト・セグーロの子供たちにも支援を

### 質問

#### 1. 「派遣切り」など非正規雇用の解雇についての市長の答弁について

昨年の11月末頃から急速に雇用情勢が悪化し、平成20年第4回定例会の一般質問で、雇用問題について取り上げました。特にアメリカ発の世界金融危機の中、トヨタなど海外に輸出をしていた企業が急速に生産調整を行い、派遣労働者など非正規雇用の労働者を解雇するという事態となり、市内の有力な企業においても派遣切りを行うということで、私は市長さんに対して、市内の主だった企業に対して失業者を出さないで欲しいと直接申し入れして欲しいと要望しました。その時の市長さんの答弁、議事録では「企業が非正規社員を解雇することは法律的にも認められていることでもありますので、禁止することはできないわけではありますが、企業ができるだけその社会的責任を果たしていただけるよう努力していただきたい」と述べられているわけです。しかし、市長さん答弁、「法律的に認められている」という点は、12月9日付けで出された厚生労働省の通達においてもまたその後の志位委員長の国会での質問でも明らかのように、現在行われている派遣切りなど非正規雇用の労働者の首切りが、現法律の下でも違法なものであることが明らかになってきました。

厚生労働省の通達では、「いかなる経済情勢下においても、労働基準法等で定める法定労働条件が確保されなければならないことは言うまでもないが、加えて解雇や雇い止め、労働条件の切り下げなどは、労働者の生活に重大な影響を生じさせる問題であるから、労働基準法等に違反しない場合であっても、労働契約法や裁判例などを踏まえ適切に取り扱われることが重要」と指摘しています。

しかし、派遣切りにあった人の話を聞きますと、6ヶ月以上働いても雇用保険はかけてなく失業給付が受けられないでいるとか、契約期間が途中なのに解雇されたとか、解雇と同時にアパートを追い出されたなど、違法の事例が出てきました。

その後、多くの派遣労働者は、派遣法から見ても違法状態のなかで働いていた

ことが、共産党の志位委員長の国会質問で明らかになってきました。労働者派遣法の大原則は、派遣の仕事は「臨時的・一時的業務に限る」「常用雇用の代替にしてはならない」ということで、それを担保にするために、派遣可能期間を「同一業務」で最長3年間に制限しています。これを超えて働かせる場合は、派遣先企業は労働者に直接雇用を申し込む義務がある。同じ職場の3年超えた人は勿論、期間が短くても、現場が3年を超えて派遣を使っている場合は、直接雇用をしなければなりません。しかも、「偽装請負」を行っている期間や「クーリング」の期間も通算されます。

こうなると、大部分の派遣労働者は違法状態のなかで働かされ、挙句の果てに解雇されたということです。

以上の点からみても、市長の答弁は不適切であると思いますので、撤回していただきたい。そして、企業に対し派遣等非正規の労働者に対し適法に対処するよう求めていただきたいものです。

## 答弁

企業の派遣切りについて、ご答弁申し上げます。

去年の12月議会でご答弁させていただきましたのは、市内の主な企業並びに派遣会社での契約期間満了時における適正な雇い止めと理解しておりましたので、そのように答弁させていただいたものでございます。

先般、厚生労働省が、契約期間満了などで、去年10月から本年3月までに雇い止め又は雇い止め実施予定の非正規労働者数は、全国で15万8,806人、岐阜県では4,662人との調査結果が公表されました。

なお、市内の主な企業への聞き取りでは、2,152人となっております。

また、大垣公共職業安定所管内の平成21年1月の有効求人倍率は、0.60倍で、先月比0.16ポイントの減、前年同月比0.56ポイントの減と、極めて雇用環境は厳しい状況となっております。

いずれにいたしましても、今後とも、企業側に対し、法令を順守し、雇用の安定に努めていただくよう、あらゆる機会をとらえてお願いをしてまいりたいと存じます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 質問

## 2. 荒崎水害訴訟の判決について

2月26日、荒崎水害訴訟の判決があり、残念ながら原告荒崎住民の敗訴となりました。しかし、洗堰については「洗堰が洪水調整のための越流堤としての機能を有し、歴史的にも荒崎地区が事実上の遊水地としての役割を担ってきた」と認めています。そこで、改めてお聞きしますが、「洗堰は越流堤であり荒崎地区は遊水地の役割を果たしていた」とみとめますか？

### 答弁

荒崎水害訴訟の判決について、ご答弁申し上げます。

今回の荒先水害訴訟の判決につきましては、県の主張が認められたものと受け止めております。

住民の生命と財産を自然災害から守る治水事業は、最も優先的に推進されるべき事業と考えております。

大谷川については、大谷川・杭瀬川改修促進期成同盟会と連携しながら、岐阜県に対し要望活動を実施しており、平成19年度に床上浸水対策特別緊急事業が完了し、完成度は向上しておりますが、さらに、平成20年度からは広域期間河川改修事業に着手していただいているところでございます。

引き続き治水安全度向上を目指し、安全・安心なまちづくりをすすめ、洗堰解消に向け関係機関へ強く要望する所存でございます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 質問

## 3. ブラジル人学校ポルト・セゲーロの子ども達にも支援を

平成21年度の緊急雇用対策の中に「外国人学校児童生徒緊急就学支援事業補助金」として1000万円が計上されました。子ども一人当たり2万円／月額支給されるということですが、ブラジル人学校ポルトセゲーロの子ども達には支給されていません。

ポルト・セゲーロは2000年に大垣市桜町でブラジル人保育園・幼稚園・小学校を開校し、多い時は60人ばかりの子ども達が通っていました。しかし、今回の経済危機により父母の多くが失業や労働時間の短縮で収入が極端に減ったため、退学せざるを得ない子ども達が出ています。今回の外国人学校児童生徒

緊急就学支援事業補助金は2月よりヒロ学園の子ども達には支給されているわけですがポルト・セグーロの子ども達には支給されていません。

ブラジル政府の認可がまだ下りていないということのようですが、その教育内容はブラジルのカリキュラムと同じもので、ブラジルでも通用するものです。今までも20～30人の子どもがブラジルに帰国していますが、帰国するとき、名古屋にあるブラジル総領事館でポルト・セグーロが発行した就学証明書を認定してもらい、それに基づきブラジルの学校に編入されています。

このように、実態はブラジルの学校教育と同じ内容を子ども達に保障しているわけですから、是非補助金支給の対象にさせていただき、子どもたちが学校に通えるようにしていただきたいと思います。

## 答弁

「ブラジル人学校ポルト・セグーロの子ども達にも支援を」について、ご答弁申し上げます。

現下の経済状況の悪化に伴い、外国人学校に通う児童生徒の保護者の解雇が進み、授業料の支払いが難しくなっております。

このため、本市では、本年1月から、県の市町村進行補助金制度を利用して、「外国人児童生徒緊急就学支援事業補助金制度」を創設し、ブラジル政府認可校で、学校法人の外国人学校に対して、授業料の減額措置への支援をしているところでございます。

いずれにいたしましても、ブラジル人学校ポルト・セグーロについては、ブラジル政府認可を受けた時点で、対応を検討させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。